

審判技術概要

1. 認定指導員等の資格 「認定ライセンス規程」参照のこと

- (1) A級指導員
協会主催の全国レベル（世界大会を含む）の競技会で審判長・主審・副審を務めることができる。
- (2) 1級指導員
協会主催の全国レベル（世界大会を含む）の競技会で主審・副審を、ブロック、都道府県等における競技会で審判長・主審・副審を務めることができる。
- (3) 2級指導員
ブロック、都道府県等における競技会で主審・副審を務めることができる。また、上級指導員の指導のもとで1級指導員の任務を代行することができる。
- (4) JKA有段者
認定ライセンスを保有しない初段以上の段位受有者で、満15歳以上（満15歳の者については誕生日以後最初の4月1日を迎えた者に限る）の活動会員は、上級資格を有する者の指導のもとで、ブロック、都道府県等における競技会で副審を務めることができる。

表1 認定指導員等の審判の資格範囲

	協会主催の全国大会			その他の公式戦		
	審判長	主審	副審	審判長	主審	副審
A級	○	○	○	○	○	○
1級		○	○	○	○	○
2級		○*1	○*1	○*1	○	○
JKA有段者						○*1

*1：上級指導員の指導のもとで行える任務

(注) 普及員は、主審・副審を務めることはできない。

2. 審判員の構成、役目、大会の進め方

2-1 全日本けん玉道選手権大会及び全日本少年少女けん玉道選手権大会等におけるトーナメント戦

- (1) 審判団の構成は以下の通りとする。
審判員は、主審1名、副審2名で構成する。また、進行係1名、記録係1名、計時係1名、選技係1名をおく。さらに、必要に応じて副審判長をおくことができる。
- (2) 審判員の役割分担
 - ・ 審判長：大会の進行・審判内容について全ての責任をもつ。そのために必要な提議・要請は審判長の権限とする。
 - ・ 副審判長：審判長を補佐し、審判員間の調整をはかる。
 - ・ 主審：競技の進行を行い、試技及び試合の判定を行う。
 - ・ 副審：試技の判定を行い、主審を補佐する。
 - ・ 進行係：試合の進行について主審を補佐する。

図1 審判団の配置例



審判長、計時係、進行係、記録係、選技係

<進行係の主なコール>

「○回戦 △△選手対▲▲選手」

「選技○種目目 ○番◇◇」

「△△選手○回目」

*記録係の記録を確認しながら、コールするとともに、主審向けのボードを管理する。

- ・記録係：試合の記録をとるとともに進行係を補佐する。

<記録係の業務>

- *主審の判定を記録する。(タイム競技の場合は勝者の記録を記入する)。
- *事前にけん玉検査の記録をとる。
- *競技員の管理する得点電子掲示板については、適宜確認し、誤りがあればその都度必要な措置をとる。

- ・計時係：試技制限時間の管理をする。また、全試合の進行時間を記録する。
*タイム競技の勝者の計時を行う。

- ・選技係：選技の管理を行う。
*選技を管理するとともに選技掲示補助員がいれば必要な指示を与える。

- (3) 審判団の主審・副審の基本的な配置例は図1の通りである。なお、進行係等の審判団の配置は、試合会場等の都合で、必ずしも主審の正面(観客席側)でなくとも良い。

(4) 手旗の保持

- ・審判長は赤旗1本を持ち、また進行係、記録係、計時係、選技係は必要なものを準備して着席する。
- ・主審は起立、副審は赤、白、青各1本ずつの手旗を持ち着席する。

(5) 審判の分担

- ① トーナメント戦は、主審1名、副審2名の3審判員で構成する。
- ② タイム競技は、各選手を副審1名ずつで担当し、主審が統轄する。

(6) 主審の役割

- ① 試合進行の全てを管理する。
- ② 選手の試技に対し、その成否を判定する。競技の進行や試技の判定に対して、異議が出た場合は、審判団で協議を行い、最終的な判定を行う。
- ③ 主審は、審判団の協議により試合の一部又は全部を無効にする権限をもつ。
- ④ 試合終了時に、得点内容と勝者を宣告する。

(7) 副審の役割

- ① 主審の判定を補佐し、判定が不適当と判断した場合は、その訂正を提議する。
- ② 選手の試技について判定を行う。技が成功と判断した場合は白旗、失敗と判断した場合は赤旗を頭上に挙げる。
- ③ タイム競技を行う場合は、赤旗・白旗を床に置き、青旗のみでそれぞれ自分に近い方の選手を審判する。
- ④ 主審の判定及び進行に対し異議ある場合は「異議申し立て」ができる。

(8) 審判団の協議

- ① 主審及び副審は、必要が生じた場合は協議することができる。
- ② 主審及び審判長は、必要と認めた場合は審判団に対し協議を要請できる。

(9) 選手の権利

選手は、判定や試合の進行について不明な点がある場合には、主審に対して説明を求めることができる。ただし、この場合においても、最終的には審判団の裁定に従わなければならない。

<大会の進め方>

(1) けん玉検査及び管理

- ① 競技開始前に、審判団によるけん玉検査を行う。
検査後は審判団が管理する。けん玉の検査開始時刻については、各競技会毎に定める。ただし、全日本少年少女けん玉道選手権大会においては、けん玉の管理は、当面の間、各選手に一任する。
- ② 競技中に使用けん玉に支障をきたした場合には、選手の要請によりけん玉の修理又は交換の許可を審判団で審議し、許可した場合にはけん玉の再検査を行う。再検査による合格は、特にやむをえない場合を除き、大会中1回までとする。競技中に分解した場合は、再検査を受けなければ以後の使用を認めない。
- ③ 使用けん玉がない選手は、以後の試技をすべて失敗とする。

(2) 競技の進行

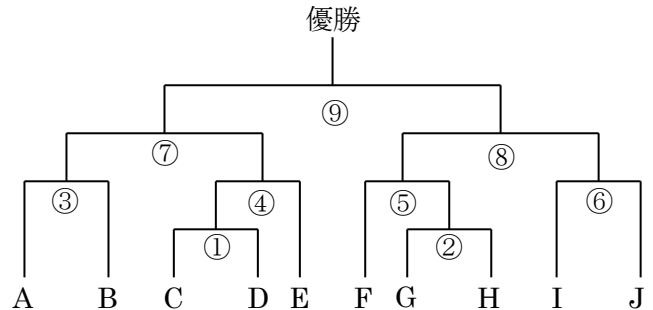
- ① 競技順は、図2のように表の下側、左側の試合を優先して行う。(対戦組み合わせは競技前に、所定の手続きにより決定しておく。)
- ② 先攻・後攻については、トーナメント表の左側の選手をその試合の1本目の先攻とする。

③ 試合の開始と終了

(入場及び開始)

- 選手呼び出し後、主審は選手に対して、管理されている自分のけん玉を取らせて、定位置にて正面（観客側）に向かせて起立させる。この時当該選手が不在の場合は、失格とする。先攻の選手を、正面（観客）に向かって右側に位置させる。
- 主審は、選手に対して『正面に向かって礼』と発声し、観客席に対して礼をさせる。その後、『お互いに礼』と発声し、対戦者を相互に向かいあわせて礼をさせる。（選手に礼をさせる時は、玉をけん玉先に入れ片手でけん玉を持たせること。）

図2 トーナメント表（10名の例）



(終了及び退場)

- 対戦が終了したら対戦者を相互に向かい合わせ主審の『お互いに礼』の発声で礼をさせ、試合場から退場させる。選手が退場する時、競技の残っている選手の使用けん玉は所定の管理場所に置させる。（ただし、全日本少年少女けん玉道選手権大会では、当面の間、各選手の管理に任せる。）

(3) 試合の進行

- 選技は、先攻の選手が抽選により行い、先攻～後攻の順にその技を行う。
- 技を一方の選手が成功し他方の選手が失敗した場合、成功した選手の得点（1本）とする。
- 得点者が決定したら1本目終了とする。1種目は3回制であり両選手3回ずつ試技してもその種目の得点者が決まらない場合は1種目終了とする。
- 選技及び先攻・後攻の変更は、1本あるいは1種目終了したら先攻・後攻の順を交代し、後攻であった選手が先攻となり新たに選技する。
- 勝者の決定は、2本先取した選手の勝ちとする。なお、決勝戦は3本先取した選手の勝ちとする。（規定の選技数を終了した場合は⑦に定める。）
- タイム競技の実施は、同点になった時点（1対1、0対0。決勝戦は2対2、0対0、1対1）で行い勝敗を決める。（規定の選技数を終了した場合は⑦に定める。）
- 選技数の制限
 - 1試合の選技は4種目を限度とする。4種目終了した時点で得点の多い選手の勝ちとし、同点の場合はタイム競技で勝敗を決める。
 - 決勝戦の選技は6種目を限度とする。6種目終了した時点で得点の多い選手の勝ちとする。ただし、5種目終了して2対0の場合は、逆転の可能性がないので得点の多い選手の勝ちとする。また、6選技終了して同点の場合はタイム競技で勝敗を決める。
- 試技の開始
 - 試技は進行係の『○○選手、○回目』のコールの後、主審

表2 勝者が決定するパターン

(a) 2本先取勝ちでの勝者が決定する場合

選技:3種目以内	選技:4種目終了
1)2本先取→勝 2)1対1→タイム競技	1)2本先取→勝 2) 得点の多い選手→勝 (1対0) 3) 同点→タイム競技 (0対0、1対1)

(b) 3本先取勝ちでの勝者が決定する場合

選技:5種目以内	選技:6種目終了
1)3本先取→勝 2)5選技終了時 2対0→勝 2対2→タイム競技	1)3本先取→勝 2) 得点の多い選手→勝 (1対0、2対0、2対1) 3) 同点→タイム競技 (0対0、1対1、2対2)

の『始め』の発声により行う。

- ・ 主審の『始め』の発声以前に試技を開始することは違反であり、試技は無効とし、選手には注意が与えられる。大会中に注意以上の罰則を受けている選手がタイム競技開始の違反を行った場合は、反則負けとする。

⑨ 試技の終了

主審の成功又は失敗の判定により終了とする。(タイム競技については別に定める。)

- ⑩ 試技は、主審の『始め』の発声の後、15秒以内に開始し40秒以内に終了すること(タイム競技を除く)。これに違反した場合は、主審は計時係の合図を確認して失敗と判定する。(ただし、制限時間は大会中に変更することがある。)計時係の15秒、40秒の合図は、赤旗を頭上に挙げると同時に『時間です』と発声する。

- ⑪ 試合の呼び出しがあった後の試合場内での練習行為は禁止する。違反した選手には罰則が与えられる。

(4) タイム競技中の違反

- ① 技を失敗したまま次の技を行った場合、技を抜かした場合、不正な行為を行った場合は違反である。

- ② 選手が違反を行った場合、担当副審は直ちに青旗を水平に上げる。

- ③ 副審が水平に上げている間、違反の指摘された技が訂正されない限りそれ以降の技の成功は、全て無効とする。

- ④ 選手が違反を訂正した場合、副審は直ちに青旗を下げる。

- ⑤ 選手がタイム競技の最後の技を完成したと判定した時、副審は直ちに青旗を頭上に上げる。

- ⑥ 旗が見えなかったという類の抗議は受け付けない。

- ⑦ 試合中にタイム競技の順番や内容等を審判やその他の人に聞くことはできない。

2-2 日本けん玉協会杯争奪戦〔JKA杯〕等の得点戦

(1) 審判団の構成は、以下の通りとする。

- ① 審判団は、審判長、副審判長、主審、進行係・記録係・計時係で構成する。

- ② 選手1名に対して主審1名を配置し、主審が判定を行う。なお、必要に応じて副審をおくことができる。なお、審判長が認めた場合には、進行係・記録係・計時係が副審を兼ねることができる。

(2) 審判員の役割

- ・ 審判長：大会の進行・審判内容について、全ての責任をもつ。そのために、競技上必要な提議・要請は審判長が行う。

- ・ 副審判長：審判長を補佐し、審判員間の調整をはかる。

- ・ 主審：試技の判定を行う。同時に記録用紙に判定内容を記入する。各試技における成功の合図は、主審が右手を顔の側面に上げて行う。失敗の合図はしない。

- ・ 副審：主審の判定を補佐する。

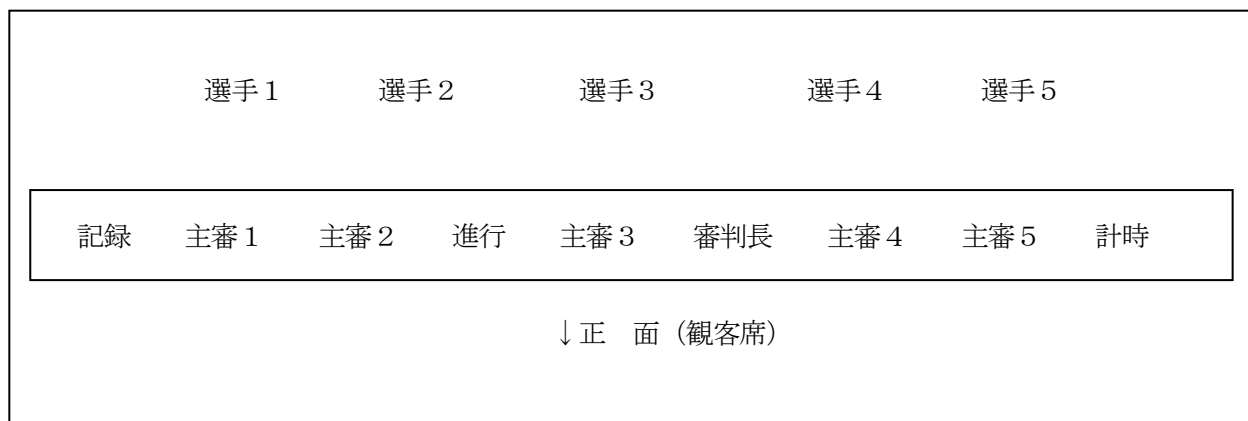
- ・ 進行係：試合進行について主審を補佐する。

- ・ 記録係：事前に審判長の指示により必要に応じてけん玉検査の記録をとる。競技記録用紙を集配する。また、全試合の進時間を記録する。

- ・ 計時係：試技の「15秒」「40秒」の制限時間の管理をする。審判長又は審判長の指名した審判員の『始め』の“は”の発声と同時に計時する。ただし、試技の進行状況によって必要がなくなったときは計時を中止する。「15秒」「40秒」の合図は以下の通りとする。15秒まで試技を開始していない選手がいる場合は赤旗を頭上に上げる(発声はしない)。また、40秒を越えて試技を続けている選手がいる場合は赤旗を頭上に上げると同時に『時間です』と発声する。

(3) 審判員の配置

下記に示した配置をとることが望ましい。ただし開催会場の状況等によりこの配置をとることが難しい場合は、審判長の判断により、選手に影響のない範囲で適切に配置を変更してよい。



<大会の進め方>

(1) けん玉の検査及び管理

- ① 競技開始前に、審判団によるけん玉検査を行う。
検査後は審判団が、けん玉を管理する。けん玉の検査開始時刻に付いては、競技会毎に定める。
- ② 競技中に使用けん玉に支障をきたした場合は、選手の申請によりけん玉の修理又は交換の許可を審判団で審議し、許可した場合にはけん玉の再検査を行う。再検査による合格は、特にやむを得ない場合を除き、大会中1回までとする。競技中に分解した場合は、再検査を受けなければ以後の使用を認めない。
- ③ 使用けん玉がない選手は、以後の試技を全て失敗とする。

(2) 競技の進行

- ① 競技順は公式戦競技概要（競技説明）に従い、通常は5名の選手ごとに組分けをした後、組順に行く。
ただし、審判団の協議により、必要に応じて組分けの人数は変更することができる。
- ② 記録係は、記録用紙を各主審に配布する。
- ③ 各組の選手は、呼び出し順に、すでに管理されている自分のけん玉を取って、正面（観客）に向かって右から順に並ぶ。主審は担当の選手を確認する。
- ④ 審判長は、各選手に対して試技の定位置を確認した後、『正面に向かって礼』と発声する。
- ⑤ 進行係は各選技種目の初めに『○種目目・・・』、各回数毎に『△回目』と発声する。これを受けて、審判長又は審判長が指名した審判員は『始め』と発声する。
- ⑥ 計時係は、審判長又は審判長の指名した審判員の『始め』の“は”の発声と同時に、15秒・40秒ルールに従って計時する。ただし、試技の進行状況によって必要がなくなったときは時計を止める。
- ⑦ 主審は、試技の判定結果及び得点を記録用紙に記録する。
- ⑧ 決勝競技については、各競技規定に従って各組毎に全ての試技を終了したら、審判長は、『集計の確認を行います。しばらくお待ちください』と述べ、全主審の集計・掲示の準備が整ったのを確認して、『それでは結果を発表して下さい』と発声し、主審は審判長の指示に従って、最初は選手に向かって、次に観客席に向けて、得点カードを掲示する。
- ⑨ 進行係の終了宣言により終了する。
審判長は各選手に対して『正面に向かって礼』と発声し、各自正面に向かって一礼した後、けん玉を所定の場所に置いてから退場する。
- ⑩ 得点集計と順位の最終決定は審判団による以下の手順を経て審判長が行う。なお、審判団は、得点の集計、順位の決定等に誤りがないよう必ず再確認すること。
 - ・ 主審が行った得点集計の確認
 - ・ 総合得点による各選手の記録用紙の仕分け
 - ・ 同点者が出た場合、競技規定に基づき上位・下位者の決定
 - ・ 順位の決定
 - ・ 審判長への報告

2-3 全日本けん玉道もしかめ選手権大会

<競技方法>

- ・各部門と表彰条件

<幼児部門・未就学児童> 制限時間15分以内とする。スピードは問わない。

落球したら最初からやり直す(1から数え直す)。必ず同伴者が付き添い、回数を数えること。

<小学生低学年部門> 最低条件として30分以上続いた者。

<小学生高学年部門> 最低条件として1時間以上続いた者。

<一般部門(中学生～29歳)> 最低条件として2時間以上続いた者。

<一般部門(30歳～39歳)> 最低条件として2時間以上続いた者。

<一般部門(40歳～59歳)> 最低条件として1時間以上続いた者。

<シニア部門(60歳以上)> 最低条件として10分以上続いた者。

- (1) 大会は、大会責任者、大会審判長、審判団で構成する。
- (2) 審判長は大会の進行、判定、健康管理等全ての事項に責任をもつ。
- (3) 審判団は、主審・副審・記録係の最低3名以上で構成する。従って、審判長は大会規模、参加選手等を考慮に入れて審判団の増員をすることができる。

- (4) 各審判の役目

審判長：

①試合場における各選手の位置(制限範囲)を的確にとらせること。

②競技の開始を宣告する。その内容は、その位置(制限範囲)を確認させた後、スタート時刻1分前に『1分前』と宣言し、スタート時刻ちょうどに『始め』と合図する。

③大会は、全ての選手が落球した時点で審判長の合図により終了する。

④最終的な記録を確認して、その結果を試合会場で発表する。

※記録係：各選手の15分単位毎の競技計測結果、及び最終結果を記録する。

- (5) 大会責任者は、事前に開催時期、会場等を本部に連絡をすること。大会終了後はその結果について所定の報告書式に従って可及的速やかに協会本部に報告すること。

- (6) 大会責任者及び審判長は、選手健康管理に対し必要処置を講ずる責務を負う。

従って、選手が競技継続中であっても、必要と認めた場合には、大会責任者又は審判長はその競技を中断させることができる。なお、この時の記録には、「中断(中断理由を明記のこと)」と記すものとする。

※ 競技最長継続時間(大会競技は、最長継続時間を超えて行うことはできない)

小学生部門・シニア部門・・・最長4時間

一般部門・・・・・・・・・・・・最長8時間

表彰は部門別に優勝・準優勝・三位までとする。競技継続時間の長い選手が上位となるが、競技継続時間が同じ選手が複数いる場合は「競技総回数参考値」の多い選手を上位とする。なお、推定回数も同じ場合は同順位とする。また、部門別とは別に、最低2時間以上における総合優勝者をその年度のもしかめ全日本チャンピオンとする。さらに最長継続時間4時間及び8時間達成者には盾を授与する。小学生部門の最長継続時間4時間達成者が複数いた場合は推定回数によらず全員優勝とする。

※ 表彰対象者となるには、1) 会場に上級指導員がいること、2) 対象選手がビデオ撮影されていること、を満たしていること。

[競技説明の詳細は、「【競技会規程】全日本けん玉道もしかめ選手権大会」参照のこと]

(附則)

1. 平成12年10月29日 制定 (従来は慣行で実施していたものを当期日付けで成文化)
2. 平成16年1月1日 改正
3. 平成24年5月5日 改正
4. 令和元年5月10日 改正